

②

令和 5 年

市議会 1 1 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

議案第164号 令和5年度静岡市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度の静岡市の一般会計の補正予算（第5号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、安全・安心の確保として、巴川流域治水対策事業や河川災害復旧事業等に要する経費のほか、地域経済の活性化として、企業立地促進事業費助成やスタートアップ支援事業等に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、923,255千円の増額となった。

追加の主なものは、健康対策費 374,000千円、徴税費 150,000千円、商工費 99,662千円などである。

これらの財源として、繰越金 654,285千円、市債 189,200千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、362,808,401千円となる。

なお、繰越明許費は、道路改良事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、市単独道路改良事業費等の追加及び静岡市民文化会館PFIアドバイザー業務経費の廃止である。

また、市債の補正は、河川災害復旧事業債等の変更である。

議案第165号 令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度の静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、事業勘定において、国民健康保険料の減額に伴い、繰入金を増額するとともに、繰越金の確定に伴い、繰入金の減額及び予備費の増額を計上した。

議案第166号 令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度の静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第1号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正は、総務費の増額に伴い、国庫支出金及び繰入金を増額するとともに、繰越金の確定に伴い、基金積立金及び諸支出金の増額を計上した。

議案第167号 静岡市手数料条例の一部改正について

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴い、液化石油ガス貯蔵施設等の完成検査に関する手数料について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第168号 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴い、出産する国民健康保険の被保険者の減額措置について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第169号 静岡市営住宅条例の一部改正について

市営住宅の入居に必要な連帯保証人を廃止するなど、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第170号 静岡市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、蓄電池設備に係る規制基準について、所要の改正をするもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第171号 工事請負契約の締結について

清水駅東口歩行者専用道線ペDESTリアンデッキ上部工工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第172号 工事請負契約の締結について

静岡競輪場競走路改修工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第173号 市道路線の変更について

道路整備に伴い、杉山1号線を変更するもので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第174号 市道路線の認定について

開発行為に伴い、北安東二丁目12号線ほか3路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第175号 当せん金付証票の発売について

令和6年度の当せん金付証票の発売金額の範囲について、当せん金付証票法第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 164 号	令和5年度静岡市一般会計補正予算（第5号）	6
議案第 165 号	令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）	18
議案第 166 号	令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）	20
議案第 167 号	静岡市手数料条例の一部改正について	22
議案第 168 号	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	23
議案第 169 号	静岡市営住宅条例の一部改正について	26
議案第 170 号	静岡市火災予防条例の一部改正について	27
議案第 171 号	工事請負契約の締結について	30
議案第 172 号	工事請負契約の締結について	31
議案第 173 号	市道路線の変更について	32
議案第 174 号	市道路線の認定について	33
議案第 175 号	当せん金付証票の発売について	34

令和5年度静岡市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ923,255千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ362,808,401千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		71,924,925	△ 43,087	71,881,838
	1 国庫負担金	52,999,505	△ 45,606	52,953,899
	2 国庫補助金	18,691,866	2,519	18,694,385
18 県支出金		21,379,836	76,857	21,456,693
	1 県負担金	14,742,847	275	14,743,122
	2 県補助金	5,183,402	76,582	5,259,984
20 寄附金		1,722,021	5,000	1,727,021
	1 寄附金	1,722,021	5,000	1,727,021
21 繰入金		6,818,060	20,500	6,838,560
	1 基金繰入金	6,815,260	20,500	6,835,760
22 繰越金		3,970,553	654,285	4,624,838
	1 繰越金	3,970,553	654,285	4,624,838
23 諸収入		7,768,772	20,500	7,789,272
	6 雑収入	3,041,147	20,500	3,061,647
24 市債		38,084,600	189,200	38,273,800
	1 市債	38,084,600	189,200	38,273,800
歳入合計		361,885,146	923,255	362,808,401

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 37,989,929	千円 200,749	千円 38,190,678
	1 総務管理費	22,630,828	50,749	22,681,577
	3 徴税費	2,540,955	150,000	2,690,955
3 民生費		121,469,793	39,585	121,509,378
	1 社会福祉費	30,263,231	32,985	30,296,216
	5 国民健康保険費	5,255,300	1,100	5,256,400
	6 介護保険費	11,418,545	5,500	11,424,045
4 衛生費		40,088,439	401,401	40,489,840
	1 保健衛生費	6,460,387	27,401	6,487,788
	3 健康対策費	4,264,725	374,000	4,638,725
7 商工費		8,216,050	99,662	8,315,712
	1 商工費	4,990,131	99,662	5,089,793
8 土木費		44,536,558	85,000	44,621,558
	3 河川費	1,880,440	85,000	1,965,440
9 消防費		11,051,071	20,000	11,071,071
	1 消防費	11,051,071	20,000	11,071,071

10 教 育 費		45,810,923	△ 4,442	45,806,481
	1 教育総務費	4,744,697	7,333	4,752,030
	5 社会教育費	3,620,337	△ 41,775	3,578,562
	6 保健体育費	6,273,351	30,000	6,303,351
11 災害復旧費		8,880,861	81,300	8,962,161
	2 農林水産施設 災害復旧費	1,846,000	80,500	1,926,500
	4 土木施設 災害復旧費	6,485,919	800	6,486,719
歳 出 合 計		361,885,146	923,255	362,808,401

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	2 企画費	スマートシティ推進事業費	8,264
6 農林水産費	2 林業費	林道維持管理費(公共) (林道東俣線)	114,620
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路自然災害防除事業費(市単) ((県) 三ツ峰落合線)	100,000
		道路附属施設更新事業費(市単) ((県) 静岡焼津線)	75,000
		道路改良事業費(公共) ((国) 150号)	162,540
		道路改良事業費(市単) ((国) 150号)	20,000
		交通安全施設整備事業費(防交) ((市) 丸子新田広野三丁目線外1)	65,000
		交通安全施設整備事業費(公共) ((市) 御幸町鷹匠町2号線外2)	107,120
		交通安全施設整備事業費(市単) ((市) 丸子新田広野三丁目線外4)	62,000
	3 河川費	河川改修事業費(市単) (瀬名新川外1)	85,000
	4 都市計画費	街路整備事業費(公共) (日出町高松線)	107,820
		街路整備事業費(緊防) (日出町高松線)	36,770
5 住宅費	要安全確認計画記載建築物耐震事業費補助金	37,501	
11 災害復旧費	4 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業費 (諸子沢川)	150,000
		単独災害復旧事業費 (諸子沢川)	70,000

(変更)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 (林道有渡沢線外3)	千円 104,500	千円 185,000
		単独災害復旧事業費 (林道細木線外76)	533,670	652,170

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
第8回日仏自治体交流会 負担金	令和6年度	25,000千円 令和5年度に第8回日仏自治体交流会に係る協定を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
オクシズ 放課後児童対策業務経費	令和6年度	16,400千円 令和5年度にオクシズ放課後児童対策業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
清水齋場 北東法面測量設計業務経費	令和6年度	9,200千円 令和5年度に清水齋場北東法面測量設計業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
生活排水処理基本構想 策定業務経費	令和6年度	40,000千円 令和5年度に生活排水処理基本構想策定業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
沼上資源循環センター 粗大ごみ受入施設 改修事業費	令和6年度	99,000千円 令和5年度に沼上資源循環センター粗大ごみ受入施設修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
企業立地促進事業 補助金 (令和5年度の その1)	自 令和6年度 至 令和7年度	94,502千円 令和5年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和6年度以降2年間で交付する。
企業立地促進事業 補助金 (令和5年度 その2)	自 令和6年度 至 令和8年度	149,732千円 令和5年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和6年度以降3年間で交付する。

市 整 備 道 路 舗 装 費	令 和 6 年 度	450,000千円 令和5年度に市単独道路舗装整備工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
上 （ 道 路 改 良 事 業 費 ）	自 至 令 和 6 年 度 令 和 7 年 度	287,500千円 令和5年度に上土長尾線（松尾橋）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和6年度以降2年間で支払う。
市 改 良 事 業 費	令 和 6 年 度	461,000千円 令和5年度に市単独道路改良工事請負契約等を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
国 道 1 5 0 号 （ 高 松 ） 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	令 和 6 年 度	15,000千円 令和5年度に国道150号（高松）交通安全施設整備工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
市 改 修 事 業 費	令 和 6 年 度	148,500千円 令和5年度に市単独河川改修工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
清 水 区 河 内 地 区 急 崩 壊 対 策 事 業 費	令 和 6 年 度	180,000千円 令和5年度に清水区河内地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和6年度に支払う。
井 川 教 職 員 住 宅 解 体 事 業 費	令 和 6 年 度	55,000千円 令和5年度に井川教職員住宅解体工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
城 内 中 学 校 昇 降 機 等 整 備 事 業 費	令 和 6 年 度	219,000千円 令和5年度に城内中学校昇降機等整備工事請負契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。

御殿書院 移築復原事業費	令和6年度	44,050千円 令和5年度に御殿書院移築復原修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
御殿書院 移築復原監理業務経費	令和6年度	4,466千円 令和5年度に御殿書院移築復原監理業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
蒲原図書館 空調設備改修事業費	令和6年度	67,000千円 令和5年度に蒲原図書館空調設備修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。

事 項	区分	期 間	限 度 額
主 要 地 方 道 藤 枝 黒 俣 線 災 害 復 旧 事 業 費 (黒 俣 (西 釜 蓋 外))	追 加 前	自 令 和 5 年 度 至 令 和 6 年 度	2 9 9 , 0 0 0 千 円
	追 加 後	自 令 和 5 年 度 至 令 和 7 年 度	2 9 9 , 0 0 0 千 円

(廃止)

事 項	期 間	限 度 額
静岡市民文化会館 PFIアドバイザー 業務経費	令和6年度	43,846千円

第4表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
健康増進施設整備事業	千円 28,800	千円 29,700	千円 58,500
河川改修事業	1,105,800	76,500	1,182,300
災害対策事業	235,100	20,000	255,100
文化財保護事業	147,100	△ 18,700	128,400
林道災害復旧事業	353,700	27,500	381,200
道路橋りょう 災害復旧事業	2,265,900	△ 65,700	2,200,200
河川災害復旧事業	268,300	119,900	388,200

議案第165号

令和5年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の国民健康保険事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427,276千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,982,976千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)
歳

入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		12,516,145	△ 1,100	12,515,045
	1 国民健康保険料	12,516,145	△ 1,100	12,515,045
8 繰入金		6,568,000	△ 885,100	5,682,900
	1 他会計繰入金	5,181,800	1,100	5,182,900
	2 基金繰入金	1,386,200	△ 886,200	500,000
9 繰越金		1	1,313,476	1,313,477
	1 繰越金	1	1,313,476	1,313,477
歳入合計		67,436,000	427,276	67,863,276

歳

出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
10 予備費		1	427,276	427,277
	1 予備費	1	427,276	427,277
歳出合計		67,436,000	427,276	67,863,276

令和5年度静岡市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度静岡市の介護保険事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020,608千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,938,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		16,765,095	5,500	16,770,595
	2 国庫補助金	4,430,993	5,500	4,436,493
7 繰入金		11,123,600	5,500	11,129,100
	1 一般会計繰入金	11,123,600	5,500	11,129,100
8 繰越金		176,000	1,009,608	1,185,608
	1 繰越金	176,000	1,009,608	1,185,608
歳入合計		72,918,100	1,020,608	73,938,708

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		1,376,707	11,000	1,387,707
	1 総務管理費	1,051,375	11,000	1,062,375
4 基金積立金		66,875	522,171	589,046
	1 基金積立金	66,875	522,171	589,046
6 諸支出金		175,000	487,437	662,437
	1 償還金及び 還付加算金	175,000	487,437	662,437
歳出合計		72,918,100	1,020,608	73,938,708

議案第167号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。
別表第9中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第23条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第23条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額の特例）

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（次項に掲げる場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

- （1）当該出産被保険者に係る当該年度分の第10条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第6項及び第7項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （2）当該年度分の第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- 2 当該年度において、第23条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に
出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち
基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減
額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る当該年度分の第10条（第13条において読み替えて準用する場合
を含む。）の基礎賦課額の所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前
産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）の基礎賦課額の
被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第23条第1項各号に掲げる区分に応じそ
れぞれ同項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（10円
未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額に12分の1を乗じて得
た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、
これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「65万円」とあ
るのは「22万円」と、「第10条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるの
は「第14条の2において読み替えて準用する第10条又は第14条の5において読み替えて準用
する第10条」と、「第11条（第13条において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「第
14条の3（第14条の5において読み替えて準用する場合を含む。）」と、前項第2号中「第23
条第1項各号」とあるのは「第23条第2項において読み替えて準用する同条第1項各号」と
読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合におい
て、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険
者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。」
と、同項及び第2項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「65万円」とある
のは「17万円」と、「第10条（第13条において読み替えて準用する場合も含む。）」とあるのは
「第16条」と、「第11条（第13条において読み替えて準用する場合も含む。）」とあるのは「第
17条」と読み替えるものとする。
- 5 第1項及び第2項（第3項及び前項において読み替えて準用する場合を含む。）の当該出産
被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額に1円未満の端数があ
るときは、これを切り上げるものとする。
- 6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しな

ければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

7 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

8 第6項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

9 第6項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第7項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第6項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例第23条の4第1項から第5項までの規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

静岡市営住宅条例の一部改正について

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「市長の定める資格を有する連帯保証人が連署した」を削る。

第26条中「、同居者又は連帯保証人」を「同居者」に改める。

第42条中「中堅所得者等」と、「」の次に「第10条第1項第1号中「請書」とあるのは「市長の定める資格を有する連帯保証人が連署した請書」と、「」を加える。

別表第1中

「

中島団地	静岡市駿河区中島
清水常磐町団地	静岡市清水区辻五丁目

を

」

「

中島団地	静岡市駿河区中島
------	----------

に

」

改める。

附 則

この条例中第10条第1項第1号、第26条及び第42条の改正規定は令和6年2月1日から、別表第1の改正規定は公布の日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部改正について

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第4号中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第17条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体^{きやうたい}は雨水等」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造にしなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第19条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止装置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第19条第4項中「同条第2項並びに第1項」を「第17条の2第1項第4号」に改める。

第63条第16号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第1中

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
--	--	--	--------	--------	----	---	---	---

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の静岡市火災予防条例（以下「新条例」という。）第19条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第17条第1項第4号（新条例第12条の2第1項及び第3項、第17条第3項、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第19条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第19条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

工事請負契約の締結について

令和5年度都清工第3号清水駅東口歩行者専用道線ペDESTリアンデッキ上部工工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	工 事 名	令和5年度都清工第3号 清水駅東口歩行者専用道線ペDESTリアンデッキ上部工工事
2	工 事 の 概 要	工事延長：161.5m 橋長：156.5m 全幅：4.90m 上部工（鋼5径間連続鋼床版ラーメン箱桁橋）
3	工 事 場 所	静岡市清水区袖師町地内
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	737,000,000円
6	受 注 者	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 支店長 霜 知宏

工事請負契約の締結について

令和5年度駿嘱債第1号静岡競輪場競走路改修工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	工 事 名	令和5年度駿嘱債第1号 静岡競輪場競走路改修工事
2	工事の概要	周長 400m 走路幅員 7.50～10.30m 舗装工（競走路） 5,814㎡ 舗装工（インフィールド） 2,856㎡ 表面保護シーリング工 5,769㎡ 防護柵工（緩衝フェンス） 433m
3	工事場所	静岡市駿河区小鹿二丁目地内
4	契約方法	総合評価一般競争入札
5	契約金額	687,500,000円
6	受注者	NIPPPO・鈴与建設特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市駿河区国吉田二丁目1番3号 株式会社NIPPPO 静岡統括事業所 統括事業所長 新行内 正臣 その他構成員 静岡市清水区松原町5番17号 鈴与建設株式会社 代表取締役社長 大石 泰明

議案第173号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

路線名	旧新別	起 点	重要な経過地
		終 点	
杉山1号線	旧	静岡市清水区杉山137番3地先	_____
		静岡市清水区杉山85番1地先	
	新	静岡市清水区山切757番2地内	_____
		静岡市清水区杉山85番1地先	

議案第174号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	北安東二丁目12号線	静岡市葵区北安東二丁目512番2地先	_____
		静岡市葵区北安東二丁目512番7地先	
2	小鹿42号線	静岡市駿河区小鹿726番4地先	_____
		静岡市駿河区小鹿723番8地先	
3	北脇新田12号線	静岡市清水区北脇新田18番34地先	_____
		静岡市清水区北脇新田18番46地先	
4	北脇新田13号線	静岡市清水区北脇新田18番35地先	_____
		静岡市清水区北脇新田18番38地先	

議案第175号

当せん金付証券の発売について

令和6年度における当せん金付証券を下記の範囲内において発売する。

令和5年11月20日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

令和6年度当せん金付証券発売の限度額は、6,300,000千円とする。